

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置したコーポレート・ガバナンス体制の下で各種内部統制機能を適所に的確に配備し、株主及びステークホルダーの皆様に対して、経営の「効率性」と「透明性」を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの取組みの第一としてまいります。まず、効率性の向上については、取締役会に先駆けて重要案件を審議する経営戦略会議を設置することにより、取締役会をより効率的に運営してまいります。また、透明性の向上については、重要情報を遅滞なく開示していく体制を構築するとともに、監査等委員会が経営情報を正確に把握できる体制を構築することにより図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社グローウイング	2,200,000	45.03
田川 翔	776,000	15.88
笹島 竜也	480,000	9.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	141,310	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC IS G (FE-AC)	126,800	2.60
MSIP CLIENT SECURITIES	99,200	2.03
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	82,300	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 取締役社長 田中 嘉一	80,400	1.64
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役社長 荒木三郎	51,100	1.05
末廣 紀彦	44,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	田川 翔
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社グローウイングは、当社代表取締役社長である田川翔の資産管理を目的とする会社であります。田川翔は、株式会社グローウイング及び二親等以内の親族との保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主及びその近親者及びこれらが議決権の過半数を所有する会社と取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないように、取引内容、取引の必要性、理由、条件および決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 信之	他の会社の出身者											
露木 一彦	他の会社の出身者											
藤村 平和	他の会社の出身者											
花房 幸範	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 信之	○	○	――	飲食上場企業の取締役経験を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
露木 一彦	○	○	――	飲食上場企業で培った豊富な知見を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

藤村 平和	○	○	——	大手企業にて取締役を務めた経験を有しており、企業経営に関する豊富な知見を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
花房 幸範	○	○	——	公認会計士であり、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室の担当者を配置しております。
当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査室に対して監査協力を求めることができると共に、監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。また、定期的に、監査等委員、会計監査人及び内部監査人が一同に会し、それぞれの監査において発見した内部統制上の問題点を共有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図る目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、上記の付与対象者に、業績向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、報酬の個別開示はしていません。取締役及び監査等委員の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、株主総会で決議された年額の範囲で、取締役会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を専任して補佐する担当者はありませんが、管理本部において取締役会開催日時や決議事項の事前通知など、必要に応じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成31年1月30日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち監査等委員である取締役4名)で構成されており、法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行を監督する機関として位置づけられております。取締役会は、原則として毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役4名で構成されており、法定の専決事項及び各監査等委員の監査の状況を共有化しております。監査等委員会は、原則として1カ月に1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(3) 経営戦略会議

当社は、取締役会の業務執行の効率を高めるため、重要審議事項について取締役会に先駆けて審議する機関として経営戦略会議を設置しております。当該会議は、業務執行取締役6名で構成されております。

(4) 内部監査室

当社は、代表取締役社長により直接任命された内部監査人(2名)を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。また、社外取締役4名を選任しております。

経営の効率性と透明性を高め、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を得るために、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、10月決算会社であることから、株主総会が集中日に該当することはありませんが、毎年1月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト内に掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会等を開催し、代表取締役社長が業績及び経営方針等を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ、定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトにて決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIRを担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理規範」を制定し、株主、お客様、地域社会他、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を明確に定めております。 当該規範に基づき、適時、適切な情報開示を行うとともにステークホルダーの立場を尊重した行動に努めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切なタイミングで情報開示できるように、コーポレートサイトや決算説明会などを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役、使用人に法令、定款並びに「企業理念」を遵守させることが重要であると認識しており、企業理念の浸透のために理念研修を入社時に新入社員及び中途社員全員に対して実施している。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を定め、取締役、使用人の内部統制システムの遵守状況を監督する。
- (c) 取締役会は、法令、定款に加え、企業理念、「企業倫理規範」、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程に準拠して経営に関する重要事項を決定する。
- (d) 管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、代表取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。
- (e) 取締役、使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、効率的な内部監査を実施するため、監査等委員（監査等委員会）、会計監査人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。
- (f) 管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査等委員会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、法令及び「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間保存、管理する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- (b) 当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理計画の進捗状況をフォローアップする。リスク管理委員会は、重要リスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰いでいる。
- (c) 内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「取締役会規程」に準拠し、定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (c) 每期、取締役会にて中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて每期、中期経営計画をローリングする。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社の「企業理念」をグループ会社各社で共有し、同一理念に基づいて企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (b) 「関係会社管理規程」に基づき、主管部署の経営企画室が中心となってグループ会社各社の経営状況を管理し、取締役会に適宜報告を行う。
- (c) 子会社の取締役会には、当社より取締役を派遣し、当社の経営の意思を反映させるとともに、子会社側に経営上のリスクが生じた場合には速やかに当社取締役会に報告を行い、対策を協議する。
- (d) 子会社には原則として当社より監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務の報告を取締役及び業務執行の責任者へ行う。
- (e) 内部監査室は、子会社の内部統制の有効性についても監査し、その結果を社長並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
- (f) 子会社の業績進捗については、経営企画室が主管となって関係する取締役とともに月次に業績レビューを行い、必要に応じて対策を講じる。

f 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室の担当者を配置している。
- (b) 当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。

g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査等委員会又は監査等委員は、会社の重要な意思決定の過程、業務執行の状況等を把握するため、取締役会を始めとする全ての会議、委員会等に出席することができる。
- (b) 取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ・重要な機関決定事項
 - ・経営における重要事項
 - ・会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
 - ・重要な法令違反、定款違反
 - ・不正行為
 - ・その他重要事項
- (c) 監査等委員会に報告、相談を行った取締役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。

h 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本項において同じ。）について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 取締役は、監査等委員の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査等委員の職務執行にかかる経費等の支払を行う。

(b)当社は、監査等委員が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

iその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

(b)監査等委員会又は監査等委員は、取締役を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(c)監査等委員会は、管理本部各部門、経営企画室に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとし、内部監査室に対しても監査協力を求めることができる。内部監査室は、監査等委員会による効率的な監査に協力する。

(d)監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

(e)当社は、監査等委員会がグループ会社各社への立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を持たない、不当、不法な要求にも一切応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を制定して会社としての対応方針の明文化を図る。取引開始時においては、反社会的勢力断絶条項を設けた取引基本契約を全取引先と締結するとともに、反社会的勢力チェックを実施し、反社会的勢力であることが判明した取引先とは取引を開始しない。また、既存取引先が反社会的勢力との関係を有した場合には、取引を停止する。さらに事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

その他

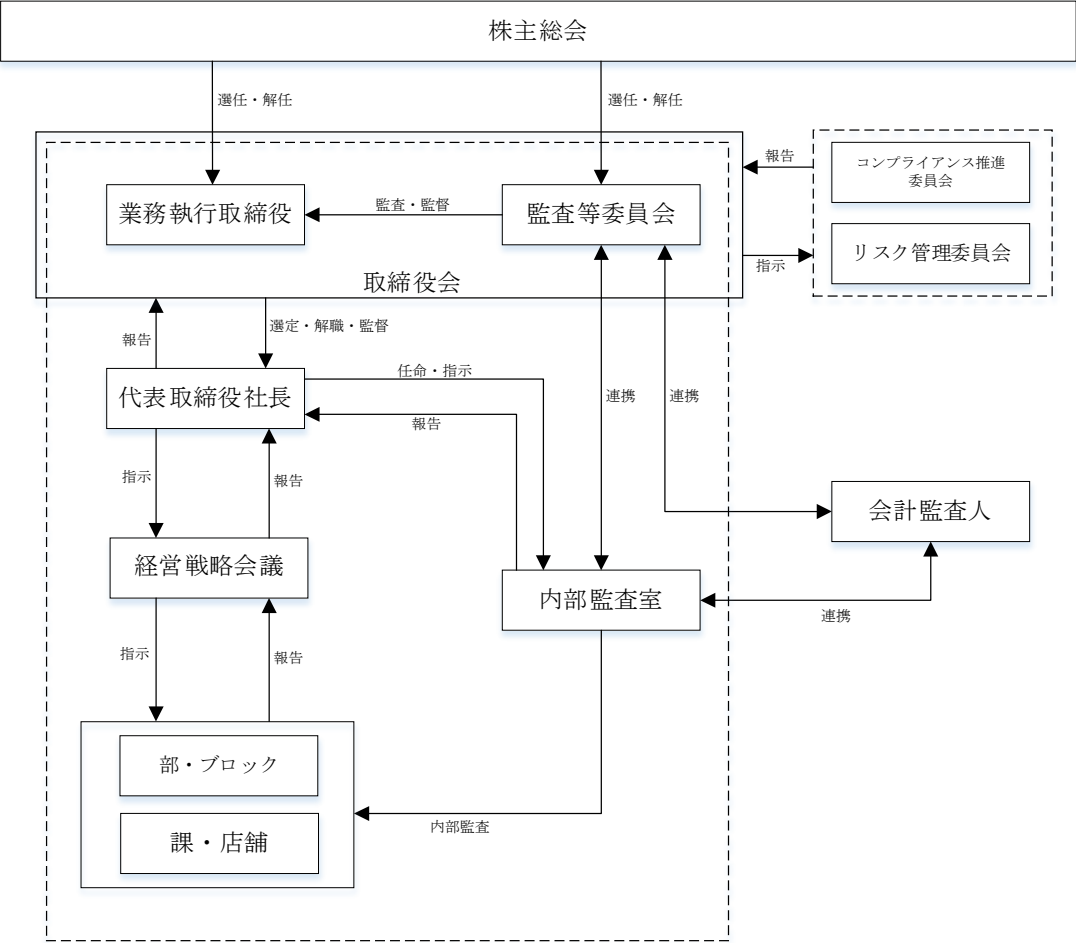
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

